



〒101-0044

東京都千代田区鍛冶町1丁目6番15号  
井門神田駅前ビル22号室

電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276

担当:品田(しなだ)

## 平成27年度地域別最低賃金一覧とその概要について

平成27年10月以降の地域別最低賃金額が発表されました。昨年に引き続いて全都道府県で増額となり、900円を超える地域も発生しています。今回のあおぞらレターでは、平成27年度地域別最低賃金一覧と最低賃金制度の概要についてご案内致します。



### ●平成27年度地域別最低賃金一覧とその概要

最低賃金制度とは、国が賃金の最低限度額（最低賃金）を定め、事業主は、その最低賃金額以上を支払い、労働者に最低賃金額・効力発生日等の概要を周知しなければならない制度です。

(単位：時間/円)

都道府県	最低賃金		差額	都道府県	最低賃金		差額
	H27年	H26年			H27年	H26年	
北海道	764	748	16	滋賀	764	746	18
青森	695	679	16	京都	807	789	18
岩手	695	678	17	大阪	858	838	20
宮城	726	710	16	兵庫	794	776	18
秋田	695	679	16	奈良	740	724	16
山形	696	680	16	和歌山	731	715	16
福島	705	689	16	鳥取	693	677	16
茨城	747	729	18	島根	696	679	17
栃木	751	733	18	岡山	735	719	16
群馬	737	721	16	広島	769	750	19
埼玉	820	802	18	山口	731	715	16
千葉	817	798	19	徳島	695	679	16
東京	907	888	19	香川	719	702	17
神奈川	905	887	18	愛媛	696	680	16
新潟	731	715	16	高知	693	677	16
富山	746	728	18	福岡	743	727	16
石川	735	718	17	佐賀	694	678	16
福井	732	716	16	長崎	694	677	17
山梨	737	721	16	熊本	694	677	17
長野	746	728	18	大分	694	677	17
岐阜	754	738	16	宮崎	693	677	16
静岡	783	765	18	鹿児島	694	678	16
愛知	820	800	20	沖縄	693	677	16
三重	771	753	18	全国加重平均額	798	780	18

### ●最低賃金法における罰則

- 最低賃金額以上を支払わなかった場合

⇒50万円以下の罰金 など

### ●最低賃金の種類と決定時期

#### 「地域別最低賃金」※

都道府県ごとにすべての業種に適用。例年10月に改定。

#### 「特定最低賃金」※

都道府県ごとの特定産業・職業に適用。例年12月に改定。

※2つのうち金額が高い方が優先

### ●最低賃金の対象となる賃金

毎月支払われる基本的な賃金

(次の賃金を除外したもの)

- 臨時に支払われる賃金  
(結婚手当など)
- 1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金  
(賞与など)
- 所定外給与  
(時間外勤務手当・休日出勤手当・深夜勤務手当など)
- 諸手当の一部  
(精皆勤手当・通勤手当・家族手当)



※10月13日時点で発効日が到来していない都道府県があります。詳細については下記URLをご確認ください。

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/minimumchiran/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumchiran/)

その他の詳細やご不明な点は弊社担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277